

- (※1) ①一部の市で実施している。
 ②東京都簡易専用水道検査機関協議会にて、毎年、行政との打ち合わせを実施している。
 ③広島市貯水槽衛生対策連携会議を開催している。
 ④検査機関協議会に所属している。(神奈川のみ)
- (※2) ①保健所等と実施している。
- (※3) ①県主催の水道担当者会に出席して検査について説明させて欲しいとお願いましたが、「香川県で検査をおこなう登録検査機関が2つあるので当機関だけ出席させることは出来ない。」と断られました。
 ②1市のみ行っているが、ほかの行政機関は連携を必要としていない。

問6 貴機関での簡易専用水道検査及び小規模貯水槽水道の広報はどのような方法で行っていますか。

回 答	件数
ア ダイレクトメール	3
イ 電話・FAX	1
ウ 電子メール	0
エ 施設訪問	2
オ パンフレット配布	6
カ セミナーの開催	0
キ その他(※1)	9
合 計	21

注 複数回答あり。

- (※1) ①設置者・管理者にお願いしている。
 ②ホームページ上で広報をしている。
 ③前年度の受検施設には案内を送付している。
 ④案内文等の送付、札幌市広報誌等への掲載、清掃会社や管理会社への訪問営業を行っている。
 ⑤行政及び団体主催の貯水槽設置者講習会に参加している。

問7 行政機関、水道事業体、以下に示すような貯水槽に関連する事業を行っている各団体は、それぞれの広報媒体を持ち、それぞれの職員が貯水槽水道の設置者、管理者と接触をしています。

登録検査機関が単独で広報を行うだけでなく、これらの各機関との連携の下で、

共同で広報を行うことやそれぞれの機関が貯水槽の設置者、管理者に接触する場合に検査の重要性についてアピールしていただき、その情報をフィードバックしていただくことができれば、より効率的に検査受検率を向上させることができるとともに、検査機関にとってもメリットがあると思われませんが、このような連携体制整備の可能性はあると思いますか。また、ある場合は、どの団体との連携の可能性が高いと思いますか。

回 答		件数
ア 既に整備している。(※1)		2
イ 整備できると思う。		1
ウ 連携体制の整備の可能性が高いと思われる団体は。 (※2)	衛生部局	9
	水道局	6
	清掃団体	3
	管理団体	3
エ 整備できないと思う。(※3)		5
合 計		29

注 複数回答あり。

(※1) ①広島市貯水槽衛生対策連携会議を設置している。

②神奈川県協議会（衛生部局）を設置している。

(※2) ①行政の方が、設置者からの信頼が高い。

②保健所設置市は当センターからの受検データを活用し、定期的に未受検施設に指導を行っているので受検率が高い。同様に県衛生部局及び市水道局にも指導を行ってほしいが、実施しているところとしていないところがあると思われる。各担当者の検査受検率向上に対する意識の差もあると思われるので受検率向上を促し、現在は受検率を県と保健所設置市で公表しているが、各市町単位で公表し、受検率の低い市町には厚生労働省が指導するのが一番効率的だと思います。

③ビル管理業者が、設置者と一番つながりが大きい。

④衛生部局、水道局は、貯水槽設置者等の情報を提供してもらえる。清掃団体は、設置者等から貯水槽清掃に併せて受検してもらえる。マンションやビルの管理事業者の団体は、管理物件の給水方式等を把握している。

⑤広島市と同様の仕組みを構築できるものと考えている。

(※3) ①平成25年度より市と一部の町に権限委譲されたが、いずれの自治体もその扱いに困惑している様子が見られる。今年度、県、全ての市、権限委譲された町に簡易専用水道施設の設置データの提供を求めたが、いくつかの

市がデータ提供に応じていただけていない。個人情報の取り扱いとの関係もあり、各自治体が個別に複数の検査機関と連絡を取り合うことは困難であるとの回答もあった。

②管轄の行政は実績報告だけを必要としており、情報共有などの連携は必要としていない。また、清掃団体へ加入している会社が簡易専用水道検査機関も兼ねていることもあり、設備の検査か、維持管理に関する検査なのかといった、簡易専用水道検査の本質を考えさせられる。

③未受検の簡易専用水道施設の設置者へ連絡等が出来るのは、衛生行政機関のみだと思います。（設置者は衛生行政に連絡先等を届出ているため可能である）

検査機関が未受検施設へ直接接合出来るのは、衛生行政から指示や依頼があり、さらに、検査機関より受検に関する連絡があることを設置者が了承している場合のみ可能ではないかと思えます。受検率を向上させるのであれば、衛生行政から受検の勧告等を行っていただくことが重要ではないかと考えます。以上の理由により、検査機関が各々団体と連携体制をとるよりも先に、衛生行政による立ち入りや、受検の勧告等を行っていただいた方が受検率の向上になると思えます。

④登録制度の性質上、特定の検査機関との連携は無理なのではないか。

⑤個人情報保護により設置者情報等はもらえない。未受検施設は検査機関では把握できない。

⑥衛生部局により取り纏めをしていただくと説得力があると思えます。

C-2-2-1-4 まとめ

検査機関が検査を実施するためには、対象施設に対し、受検案内を行い、検査依頼を受けなければならない。したがって、検査機関は、対象施設を把握することが重要となり、把握できない場合には、検査機関から受検案内をすることができないことから、行政機関の指導によるか、管理会社等による検査の紹介がなければ設置者が検査を受けることはないと思われる。今回の調査では、対象施設をすべて把握している機関は1機関（7.1%）のみで、個人情報の取り扱い等の理由から、すべての施設を把握できない機関が90%を超えていた。検査受検率を向上させるためには、検査機関が対象施設を把握することが必要となるが、個人情報の取り扱いの問題があることから、情報開示請求等により、受検案内をするための情報だけでも得ることが大切となる。

また、検査機関が検査結果の情報を行政機関に報告できれば、行政機関が未受検施設を指導しやすくなることから、行政機関への検査結果の報告が重要となる。調査結

果では、行政機関との連携や代行報告により、検査結果のすべてか一部を検査区域のすべての行政機関に報告している検査機関は、7機関（50％）にとどまっている。検査結果の報告は、個人情報の取り扱いの問題があることから、設置者の代行報告等により、少なくとも施設名だけでも報告することが望ましい。

C-2-2-2 貯水槽水道の検査検率の向上に関する自治体アンケート調査

C-2-2-2-1 趣旨

簡易専用水道検査の検査受検率向上のためには、自治体においては、未受検施設の指導等が重要と考えられる。そのためには、受検した施設を把握し、対象施設と照合して未受検施設を整理する必要がある。また、検査機関が受検案内を行うための、対象施設情報の提供が大切となる。

今回の調査は、厚生労働省が平成24年度に調査した結果から、対象施設が多く、検査受検率の高い自治体に対し、検査結果の把握方法や対象施設の情報提供等についてアンケート調査を行った。

C-2-2-2-2 調査結果の概要

- (1) 回答のあった8自治体のうち、高い検査受検率を維持するために、7自治体(87.5%)が条例または要綱を整備し、設置者に届け出を義務付けて施設台帳を整備し、逐次その補正を行っている。また、登録検査機関からの報告を基に未受検施設を割り出し、文書、電話、訪問により、個別に指導を行い、検査受検率を向上させた自治体があった。
- (2) 施設情報は、5自治体(62.5%)が要請のあった登録検査機関に提供している。ただし、無条件で施設情報のすべてを提供するのではなく、個人情報に該当することは除くことや開示請求を必要としている等の条件を付けている。しかし、個人情報の保護等の理由により、登録検査機関に施設情報を提供していない自治体があった。
- (3) 簡易専用水道検査の実施状況は、全ての自治体が把握しており、5自治体(62.5%)は、管轄内を検査区域にしているすべての検査機関から報告がある。ただし、検査結果のすべてが報告されるものは、2自治体(25%)だけであった。
- (4) 未受検施設の指導は、すべての自治体が、検査実施の有無について電話や立ち入り調査等により確認し、指導している。

C-2-2-2-3 調査結果

(1) アンケート調査結果

簡易専用水道検査の検査受検率の高い10自治体にアンケート調査を実施したところ、8自治体から回答があった。結果は次のとおりであった。

問1 高い検査受検率を維持しておられますが、どのような措置を講じておられますか。(複数回答可)

回 答	件数
1 条例または要綱を設置して、設置者の届け出を義務付けている。(※1)	7
2 水道事業体と連携し、所在地情報の共有化を図っている。(※2)	4
3 設置者の台帳を整備し、逐次その補正を行っている。	7
4 登録検査機関と連携し、情報を提供している。(※3)	4
5 広報を積極的に行っている。(※4)	5
6 その他(※5)	2
合 計	29

注 複数回答あり。

(※1) ①一部義務づけている。

(※2) ①東京都水道局のみ連携している。

(※3) ①平成25年度連絡会議を開催した。

(※4) ①パンフレットを作成し、広報を行っている。

(※5) ①登録検査機関からの報告を基に未受検施設を割り出し、文書、電話、訪問により、個別に指導を行っている。また未受検施設はリスト化して、保健所による受検指導経過を記録し、進行管理している。リスト化による進行管理を開始した平成24年度から受検率は4.4ポイント上昇した。

(平成24年度87.8%→平成26年度92.2%)

②未受検施設に対する立入りや電話等で指導を実施している。

③リーフレットを作成し、HPに掲載及び窓口で配架している。

問2 検査受検率を上げるためには、登録検査機関との協力が必要と考えられますが、どのような対応をしておられますか。

施設情報を提供していると答えた自治体は、設問3、4にお答えください。

回 答	件数
1 施設情報を登録検査機関に提供している。	5
2 提供していない。(※1)	3
3 施設情報を提供していないが、情報交換を定期的に行っており、検査受検率の低い地域については、その改善を要請している。	0
合 計	8

- (※1) ①登録検査機関からの報告を受けているため。
 ②個人情報保護のため。
 ③開示請求があれば提供する。

問3 施設情報を提供している団体はどちらですか。

回 答	件数
1 検査区域としているすべての検査機関に提供している。	0
2 要請のある一部の検査機関に提供している。	5
3 その他	0
合 計	5

問4 施設情報を提供する際の条件がありますか。

回 答	件数
1 条件がある。(※1)	5
2 条件はない。	0
合 計	5

- (※1) ①行政文書複写申出等によること。
 ②大阪市情報公開条例等を遵守して対応。
 ③個人が推定される情報は公開しない。
 ④個人情報は提供しない。
 ⑤定期検査の受検率向上のための業務以外には使用しない。
 ⑥個人情報に該当する事項は提供しない。

問5 簡易専用水道検査の実施状況を把握していますか。

回 答	件数
1 把握している。	8
2 把握していない。	0
合 計	8

問6 把握している場合は、どのような方法ですか

回 答	件数
1 設置者からの報告がある。	3
2 立ち入り調査を行う。	0
3 管轄内を検査区域にしているすべての検査機関から報告がある。	5
4 管轄内を検査区域にしている一部の検査機関から報告がある。	2
合 計	10

注 複数回答あり。

問7 登録検査機関からの報告の内容についてお聞かせください。

回 答	件数
1 検査結果のすべてが報告される。	2
2 検査施設名が報告される。	1
3 検査件数が報告される。	1
4 その他（※1）	4
合 計	8

（※1）①設置者から依頼を受けたときのみ登録検査機関が報告を代行する。

②報告については、設置者へ交付された検査済みを証する書類の写し等による場合が多い。一部検査結果「適」の施設については、施設一覧での報告もある。

③検査施設名、施設所在地、検査日、総合判定結果が報告される。登録検査機関によっては検査事項ごとの結果等すべて報告される場合もある。

④検査件数及び総合判定と不適合内容が報告される。

問8 未受検施設の指導についてお聞かせください（複数回答可）。

回 答	件数
1 設置者に検査実施の有無を電話等で問い合わせる。	6
2 立ち入り調査を行う。	5
3 水道事業者や建築確認等の情報に基づき、個別に訪問し、届け出と検査実施を勧誘している。	0
4 広報誌を作成し、町内会などに配布し、届け出を促している。	1
5 水道事業者、登録検査機関と相互に連携し、広報に努めている。	0
6 その他（※1）	5
合 計	16

注 複数回答あり。

- (※1) ①電話により受検指導を実施している。
②広報誌を作成し、設置者に対して窓口での広報に努めている。
③環境衛生許可施設（旅館業など）の立ち入り検査の際に未受検であることが判明した場合に、リーフレットを用いて指導している。
④年間の事業計画に基づき、立ち入り調査を行い、未受検であれば受検するよう指導する。

問9 検査機関、清掃業者、装置メーカー、水道事業者との連携についてどのように考えていますか。

回 答	件数
1 既に実施している。(※1)	8
2 大事なことだ。検討したい。	0
3 難しい。	0
合 計	8

- (※1) ①水道事業者との適正管理検討部会を設置している。
②連絡協議会等（水道事業者のみ実施）を設置している。
③平成25年度まで、ほぼ毎年、府内水道行政機関と検査機関との連絡会議を開催。今後は必要に応じて開催予定。
④水道事業者と定期的に連絡会を開催している。
⑤検査機関からの代行報告による。
⑥検査機関に対し、毎年文書にて連携体制の確認を行っている。
⑦「神奈川県簡易専用水道及び小規模受水槽水道事務取扱要領」に基づき、検査機関及び水道事業者と連携している。
⑧水道事業者に貯水槽水道施設への給水申し込みがあった際に、情報提供を依頼している。

問10 貯水槽に関係する関係団体がそれぞれ行っている広報を共同化し、共同作成した広報資料に基づき、連携して広報を行うことが考えられますが、どのようにお考えですか。

回 答	件数
1 既に実施している。(※1)	3
2 検討している。	0

3 難しい。(※2)	3
4 その他(※3)	2
合 計	7

- (※1) ①水道部局と連携して公報している。
 ②府作成のパンフレットの共同利用等を行っている。
 ③関係団体と共同で資料作成はしていませんが、県で作成したリーフレットを関係機関に情報提供している。
- (※2) ①団体によって広報の対象や目的が異なると考えられるため。
 ②自治体間で貯水槽水道の規制内容が異なるため。
 ③施設情報の取り扱いを慎重に行う必要があるため。
- (※3) ①現在本市では広報の共同化を実施しておらず、また、共同化に向けて今のところ検討しておりません。
 ②現在のところ、考えていない。

(2) 検査受検率向上に関する意見

アンケート設問に記載したとおり、定期検査の受検啓発等の取り組みを進めることは、検査受検率の向上に一定有効ですが、平成25年度の水道法改正によって大半の貯水槽水道に対する指導権限が、市の水道行政担当部局に移っており、各行政機関が同じ水準で取り組みを進めることは現実として困難です。

また、登録検査機関の業務を行う区域は、複数都道府県にまたがる場合が多くその機関数も年々増加しています。そのため、関係する行政機関、検査機関数があまりに多く、従前のように、関係機関が一同に会した会議の開催、意見調整等による連携が困難になってきています。検査受検率向上のためには、貯水槽水道に対する指導権限を有する都道府県、市の水道行政担当部局が、検査機関から検査結果等の報告を受けられるようにする等、全国一律の仕組みの構築が必須であり、登録制度の見直しや届出制度の創設を踏まえた法改正等によって対処していくべきと考えます。

C-2-2-2-4 まとめ

調査した自治体の多くは、対象施設の把握は、条例または要綱を整備し、設置者に届け出を義務付けて施設台帳を整備し、逐次その補正を行っており、検査機関への施設情報の提供については、個人情報の取り扱いの問題があることから、個人情報に該当することは除くことや開示請求を必要としている等の条件を付けていた。

今回の調査結果から、検査機関への施設情報の提供や、検査機関からの検査結果の

報告については、個人情報の取り扱いの問題から一部条件を付けているが、すべての自治体が検査機関からの報告により、検査結果を把握し、その情報を基に未受検施設を割り出し、受検指導を行っていること、また、検査機関へ施設情報を提供していることが、高い検査受検率を維持することができる理由と考える。

C-2-3 検査受検率向上のためのヒアリングの概要

C-2-3-1 地方自治体のヒアリングの概要

地方自治体のアンケート調査を踏まえ、さらに具体的な実情を把握する観点から、検査受検率の高い横浜市、東京都北区のヒアリングを行った。

C-2-3-1-1 検査受検率向上のためのヒアリング(横浜市)の概要

1 訪問日時

平成27年12月22日(火) 14時から

2 訪問先

関内駅前第二ビル 4階会議室

横浜市健康福祉局健康安全部生活衛生課担当者

訪問者

一般社団法人全国給水衛生検査協会参与	早川 哲夫
同 会長	奥村 明雄
同 技術参与	青木 隆生
国立研究開発法人国立環境研究所	柳橋 泰生

3 概要

(1) 条例及び要綱の制定状況

水道法で規制されていない、有効容量10 m³以下の貯水槽水道については、「横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成3年12月25日条例第56号)」(以下、市条例という。)により規制している。また管理状況検査に関する事務取扱要綱を定めている。

(2) 所在地情報の把握及び共有

平成2年に水道局と共同事業で、全ての貯水槽水道に関する全数調査を行い、所在を把握し、台帳を整備した。

現在は、健康福祉局と水道局で協定を結び、水道局が把握する貯水槽水道の新設、変更、廃止の情報提供を受けている。また、簡易専用水道については「横浜市水道法施行細則(平成3年9月30日規則第78号)」により、小

規模受水槽水道については市条例により給水開始届出や変更、廃止の届出を設置者に対して義務付け、受水槽台帳情報を更新している。このようにして整備している最新の健康福祉局の貯水槽水道の台帳情報も年1回程度水道局と共有している。

横浜市受水槽等給水管理適合施設表示に係る事務取扱要領(平16年3月25日衛生活第481号)に基づく表示制度協定検査機関に対しては、定期的に受水槽の所在地情報等を提供している(年1回)。

(3) 代理報告

管理状況検査に関する事務取扱要綱に基づき、市指定の簡易給水水道等指定機関、給水管理適合施設表示制度の協定を結ぶ機関から定期的に検査実績の報告を受領している(月1回)。

市外の検査機関で、検査件数が少ないところは、協定を結んでいないところもあり、報告漏れがある可能性もある。その結果、検査受検率が低めに出る可能性はある。

(4) 検査機関との連携体制

指定検査機関と協定登録検査機関を対象に、横浜市健康福祉局と連絡調整会議を年1回程度開催している。健康福祉局の施策の説明と検査機関との意見交換を行っている。

(5) 関係団体との連携推進

貯水槽清掃業者が構成する団体等の総会への出席などにより定期的な情報共有、意思疎通を図っている。

(その他)

・住民向けの啓発

毎年策定・公表している業務実施計画や、ホームページ等で受水槽についての知識を啓発するとともに、設置者に対しては受水槽 Q&A というチラシを作製して指導・啓発に利用している。

・未受検対策

過去、「地下式受水槽」で汚染事故があり、これまで地下式受水槽を中心に据えて未受検指導を実施してきたが、今後は未受検施設全体に指導対象を拡充していく方針である。

検査機関指定制度であったときと違い、登録制度になり、検査機関から不適合施設に関しての直接の通報が得られなくなっているのが課題である。

以前は、検査の結果、衛生上問題のある施設は即時に報告があり、すぐ設置者あてに電話するなどの対応ができた。検査機関の助言にもかかわらず、設置者からの報告が無く、毎月の検査機関からの検査実績報告で把握する現

状では、タイムラグが出てしまう状況。

登録制移行後、全ての検査機関からの報告を受けているわけではないので、「受検状況の把握漏れ」の可能性があり、「検査を受けていないですね」とは言いにくい状況がある。

- ・検査機関からの実績報告

毎月、前月の受検した施設の情報、不適の状況、給水末端における残塩の濃度などについて報告を受けている。

- ・横浜市の「表示制度」について

適合表示プレートは、現在は、プラスチック製。それに検査機関が作った有効期限シールを毎年貼り付ける仕組み。横浜市は費用負担していない。

検査件数の8割が合格している。ロビーやエントランスに表示され、管理者が評価されるなど管理意識の向上につながっている。

- ・啓発は、重要。関係機関による共同広報も大事だと思う。

- ・災害時の貯水槽の活用について

受水槽の設置時の保健所への事前相談制度では、図面を見て事前指導を行っている。六面点検、材質や構造について確認・指導を行っている。また災害時にも活用できる構造にすることを啓発している。

- 横浜市の貯水槽水道に関するデータ

簡易専用水道 7631 受検率86.8%

小規模受水槽水道(8トン超) 1112 受検率 80.3%

同(8トン以下) 6978 同 9.5%

C-2-3-1-2 検査受検率向上のためのヒアリング(東京都北区)の概要

1 訪問日時

平成27年11月27日(金) 14時から

2 訪問先

東京都北区保健所会議室

北区保健所 生活衛生課担当者

訪問者

一般社団法人全国給水衛生検査協会会長 奥村 明雄

同 技術参与 青木 隆生

同 事務局長 中嶋 貴司

3 概要

お願い文、研究委員会名簿、昨年度研究報告書、給衛協パンフレット、別紙1
ヒアリングのポイント等の資料を提出し、別紙1に沿った質問を行った。

(問) 北区では、高い検査受検率を維持しておられるが、どのような対策を講じておられるか。

(回答) 北区の検査受検率が高いが、どこでも同じようにやっておられれば、高い検査受検率になる筈。要は、分母と分子がしっかりしていることだ。

分母の施設については、都水道局にお願いして、年2回届出、廃止の報告をもらえることになっている。分子の検査については、登録検査機関から、施設の場所、名称、検査の実施、不適事項などを記載するはがき状の様式(23区で共通、検査機関が様式を持っている)で報告が来る仕組みとなっている。

(問) 特別区でも検査受検率の低いところがあるが、どうしてか。

(回答) 推測だが、検査機関からの報告を受け取らないところがあるからではないか。それは、情報開示請求があった場合、断れないこととなるから「不適事項」など個々の施設の問題事項を受け取らない事としている自治体があるからではないか。これは、自治体の上層部の判断になるので、現場の担当者ではどうにもならないことがある。

(問) 未受験施設はどうしているか

(回答) 電話で照会しているが、数は少ない。

(問) 設置者、管理者が未受検であることを知らないことはないか。

(回答) 10トン超であれば、ほとんど管理会社がある筈。管理会社は、受水槽清掃、水質検査は儲かる話なので、やらない提案はしないと思う。必要があれば、管理会社に電話する。検査機関からの報告漏れという場合もある。

(問) どのような広報を行っているか。

(回答) 特にやっていないが、年4回、保健所で月2回水質検査の受付をしており(有料)、その際、貯水槽、井戸水の依頼検査を受け付けていることを、北区広報誌、公式ホームページで周知している。

(問) 北区外、都外の検査機関で報告のない場合もあるか。

(回答) 全国規模の検査機関からも報告はある。

(問) 登録検査機関との連携はあるか

(回答) 特別な関係はない。

(問) 検査機関から情報公開の申し出があったらどうするか。

(回答) これまではないが、一部の事項を除いて、基本的には公開できると思う。不適事項の内容の公開は、難しいかもしれない。

(問) 関係者の連携による共同広報についてはどう考えるか。

(回答) これまであまり考えたことがない。

(問) 小規模貯水槽水道に対する対策はどう考えているか。

(回答) 数年おきに地区を決め、全施設にパンフレットを送って情報提供を行っている。現在、実施している最中で、問い合わせの電話がかかっている状態だ。

(問) ランキング表示制度などインセンティブを高める仕組みについてはどう考えるか

(回答) 小規模については、普及啓発が必要だ。

(問) 災害時の貯水槽の活用についてどう考えるか

(回答) 区の区民センターでは、災害用に貯水槽を持っているところがある。また、いくつかの井戸も掘っている。しかし、井戸水は、飲み水というわけにはいかないと思う。ただ、生活用水としては使える。

腎臓透析では大量に水を使うので、専用水道の確認をしている井戸がある病

院が1か所あり、年度内に2か所になる予定である。

(問) 小規模のパンフレットはもらえるか。

(回答) 了解。

別紙1 東京都北区へのヒアリングのポイント

- 1 北区では、高い検査受検率を維持されていますが、設置者の把握に関しどのような対策を講じておられますか。
例 ① 条例による届け出の義務化
② 水道事業者と連携し、所在地情報の共有化
③ 設置者の台帳を整備、逐次補正
④ その他（例えば、町内会の活用—広報、会合）
- 2 どのような広報を実施しておられますか
① パンフレット
② セミナーの開催
③ その他
- 3 登録検査機関との協力体制についてお尋ねします。
3-1 施設情報の提供を行っていますか 提供していないとすればその理由は何ですか。
3-2 登録検査機関との定期的な情報交換を行っていますか。またその組織化（〇〇協議会等）を行っていますか
3-3 登録検査機関からのどのような報告を受けていますか
- 4 簡易専用水道の検査の実施状況をどのような方法で把握していますか。
例 設置者からの届け出
検査機関からの報告
その他
- 5 未受検施設への対応についてお尋ねします。
4-1 立ち入り調査の状況をお尋ねします。

4-2 登録検査機関への対応についてお尋ねします（連絡して対応を促すとか）
- 5 施設の設置者、管理者に接触しているのは、検査機関のほか、清掃事業者、装置メーカー（水槽診断士）、水道事業者がありますが、相互に連携して、検査受検率を高めることも可能と考えられますが、どのような連携策を取っておられますか。
- 6 行政をはじめ、貯水槽に関連する関係団体がそれぞれ広報を行っていますが、これ

を共同化し、共同作成した広報資料に基づき、連携して広報を行うことが考えられますが、どのようにお考えですか。

7 設置者、管理者への管理へのインセンティブを高めることが大事だと思いますが、どのような措置を講じたらよいと思いますか。

例 ① 規制対象を拡大する（政令で、又は条例で）

② 誘導策が効果的 ランキング表示制度の評価を聞く

③ 地道な広報が大事。

8 災害時の貯水槽の活用についても、今回に研究で行っていますが、どのようにお考えですか。

C-2-3-1-3 検査受検率向上のためのヒアリング(東京都水道局)の概要

1 訪問日時

平成27年12月24日(木) 14時から

2 訪問先

東京都水道局給水部貯水槽水道対策課担当者

訪問者

一般社団法人全国給水衛生検査協会参与 早川 哲夫

同 会長 奥村 明雄

同 技術参与 青木 隆生

国立研究開発法人国立環境研究所 柳橋 泰生

3 概要

別紙2「ヒアリングのポイント」により実施。資料により説明を受けた。

東京都水道局における貯水槽水道の適正管理に向けた取り組み状況

平成14年の改正水道法の施行に伴い、同15年に東京都給水条例を改正。設置者に対する指導助言、設置者の管理責任、利用者に対する情報提供などを規定。

平成16年から全施設を対象に点検調査を開始。平成16年度から平成20年度までは「クリーンアップ!貯水槽」と銘打ち5年で一巡。併行して平成18年度から平成21年度に「クリーンアップ!貯水槽」において管理に問題があった施設を対象にフォローアップ(再点検)を実施。

平成22年度から平成24年度には、点検調査を実施した施設のうち、特に残留塩素の消費量が多いと推定される貯水槽水道を抽出して点検調査を実施するとともに、これまでに設置者からの同意が得られず点検調査を行えなかった施設に対し、再度、アプローチし点検調査を実施。

現在は、平成25～29年までの計画で継続して全施設の点検調査を実施するとともに、貯水槽内での残留塩素消費量が多い施設に対し、水位調整等の具体的な改善策を提案するなど、指導、助言を実施。

ただし、点検調査の実施率は、設置者から点検調査の同意が得られないといった理由などから3割程度。なお、点検調査は東京都の監理団体である東京水道サービスに委託。

(問1) 広報に関する状況

(回答)